

平成25年度事業計画

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

全国社会保険労務士会連合会の福利厚生事業を推進するため、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）とその他関係者の協力を得て、次の事業を積極的に行う。

1. 福祉共済事業

- (1) 死亡（高度障害・災害）・医療保障給付
- (2) 休業・療養・傷害給付（平成25年10月から「休業・療養・傷害給付」（団体総合生活保険）に商品名変更予定）
- (3) 新・団体医療保険
- (4) 特定疾病がん（特約ワイド給付・特約MAX給付・女性特約）生きるためのがん保険 Days
- (5) 医療保険新 EVER・医療保険新やさしい EVER
- (6) 成人病・疾病給付

2. 年金共済事業

3. 社会保険労務士賠償責任保険事業（特約加入としての事務組合担保保険、個人情報漏えい保険及び法人情報漏えい保険を含む。）

開業社労士及び社労士法人の全員加入を引き続き検討するとともに、都道府県会の協力を得て、より一層積極的に加入促進を行う。

なお、都道府県会の要望に従い、保険事故の未然防止のため、引受保険会社の協力のもと、過去の保険事故内容の分析をもとにしたリスク管理に関する研修を実施することとする。

4. 斡旋に関する事業

(1) 保養・宿泊施設利用の斡旋

加入者（加入者の家族及び従業員を含む。）に関係団体が経営する保養・宿泊施設の利用斡旋及び補助を行う。

(2) 顧問報酬自動振替システムの斡旋

社労士の報酬を顧問事業所から徴収するシステムの斡旋事業及び顧問事業所への口座振替制度の紹介事業を行う。

(3) 百貨店返礼用商品優待割引の斡旋

日本橋高島屋、三越日本橋本店及び伊勢丹新宿店の返礼品カタログにおける優待割引の案内を行う。

5. 普及宣伝の事業

福祉共済事業、年金共済事業及び保養宿泊施設利用斡旋事業の案内を随時「月刊社労士」を活用し周知するとともに、都道府県会及び保険契約締結会社の協力を得て制度の普及を図る。